

特定非営利活動法人能登川総合スポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人能登川総合スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県東近江市山路町600番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、日常生活の中から自らスポーツを楽しみ、健全な心身の育成を図るとともに生涯スポーツの振興を通じて、まちづくりの推進や青少年健全育成等、うるおいとにぎわいのあるまちづくり、人づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動をおこなう。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. 各種スポーツ教室に関する事業
 2. 各種イベントに関する事業
 3. スポーツ大会に関する事業
 4. 指導者育成に関する事業
 5. スポーツおよび健康増進活動の企画、運営の受託事業
 6. スポーツ施設等の管理、運営業務
 7. その他、法人の目的達成のための必要な事業
- (2) その他事業
 1. 法人が主体的に実施するスポーツ物品等の販売事業

2. 指導者・講師派遣事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限りおこなうものとし、収益が生じたときは、これを同項第1号に掲げる事業に充てる。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営・管理および事業を推進して、活動に参加する個人
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人ならびにその家族
- (3) 単独会員 65才以上の者で、この法人の目的に賛同して入会し、この法人の単一活動に参加する個人
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または賛助会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を納入しなかったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
(会費等の不返還)

第12条 既に納入された入会金および会費、その他拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員等

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とし理事会において選任する。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があると発見した場合は、これを総会または所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集することができる。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者

または現任者の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

- 3 顧問は、第 5 条第 1 項に掲げる事業推進のための重要な事項について、理事長および理事会の諮問に応じ、必要な助言をおこなう。

(職員および事務局の設置)

第 21 条 この法人に、職員を置き、その組織および業務は理事長が別に定める。

- 2 職員は、理事長が任免する。

- 3 職員のうち 1 名を事務局長とする。

- 4 事務局長は、理事のうちから選任する。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第 23 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 24 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画および収支予算ならびにその変更

- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任
- (7) 入会金および会費に関する事項
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席したものの中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ出席者の 2 分の 1 以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知していない事項についても議決事項とする。

2 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により委任した正会員は、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 54 条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に

加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を記載すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(3) 理事長および副理事長の選任に関する事項

(4) 専門部会の組織および運営に関する事項

(5) 事務局の組織および運営に関する事項

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の事項のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知していない事項についても議決事項とする。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第41条 この法人には、理事会の議決を経て、第5条第1項に掲げる事業を遂行するために各種専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の同意を得て理事長が別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動にかかる事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従っておこなう。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種類とする。

(事業計画および予算)

第47条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入および支出することができる。

2 前項の収入および支出は、新たに成立した予算の収入および支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第49条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の補正)

第50条 予算議決後に事業計画の変更が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の補正をすることができる。

(事業報告および決算)

第51条 この法人の事業報告書、収支決算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、その全額を次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第54条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由により法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうちから、法人の解散時に譲渡先を決定する。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載しておこなう。

第11章 専決処分

第59条 理事長は、理事会を開催するいとまがないと認めるとき、および第33条各号に定める事項で軽易なものについては、これを専決処分とすることができる。ただし、この場合には、事後の理事会に報告しなければならない。

第12章 雜則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	塚 本 進
副理事長	北 村 謙
理事	松 村 良之助
同	福 永 忠 義
同	芋 田 英 子
同	高 田 剛
同	福 島 豊 文
同	成 尾 忠 美
同	橋 村 孝一郎
同	曾 根 尚 義
監事	桂 田 博 司
同	芳 賀 京 子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 1,000 円
 - (2) 正会員・一般会員
 - 一般（高校生以上） 6,000 円（1年間分）
 - 中学生 2,400 円（1年間分）
 - 小学生 1,200 円（1年間分）
 - 家族会員 12,000 円（1年間分）
- (3) 単独会員
 - 65 歳以上 年 2,400 円（指定の単一教室）
- (4) 賛助会員
 - 個人 3,000 円（1年間分）
 - 事業所 10,000 円（1年間分）